

弊社有料UTMサービスおよびTerra Rooferに自動付帯される損害保険概要

この度は、弊社 UTM サービスおよび Terra Roofer をご利用いただき誠に有難うございます。

弊社の提供する有料 UTM サービスおよび Terra Roofer につきましては、賠償責任保険（対人・対物）が自動的に付帯されております。下記のとおり概要をご案内いたしますが、万が一ご不明な点等ございましたら下記お問い合わせ先（保険代理店：共立株式会社）までご連絡ください。

記

- 引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社
- 保険期間 : 有料 UTM サービス・Terra Roofer の契約期間に準ずる
- 被保険者 : 貴社
- 適用地域 : 日本国内
- 保険の対象 : 弊社 UTM・Terra Roofer を用いて貴社が使用するドローン

※下記のドローンは除きます

- ・機体本体の総重量が 150 kg以上のドローン
- ・軍事用、武器、競技用または空中曲技の用途で使用されるドローン
- ・手投げ式、カタパルト式、滑走式等の固定翼機
- ・UTMまたはTerra Rooferアプリを用いずに操作されている間に生じた事故

※1 ユーザーID あたり 10 台まで

- 補償の概要 : 保険の対象の操作により第三者の身体または財物に与えた損害に対して、法律上の損害賠償金等が支払われます。
- 支払限度額 : 下記の通り

支払限度額（対人・対物共通） : 1事故または1請求 / 100,000千円

人格権侵害担保特約 : 1名 / 1,000千円、1事故または1請求 / 1,000千円、保険期間中 / 10,000千円

免責金額 : 0 円

■ 支払われる保険金：下記の通り（詳細は保険約款のとおり）

- ① 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ② 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
- ③ 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④ 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
- ⑤ 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

■ 保険金が支払われない主な場合（詳細は保険約款のとおり）

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議に起因する損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任等

■ お問い合わせ先（ご不明点や事故が発生した場合）

共立株式会社 営業時間：平日（9：00～17：20）

【お問い合わせ】 保険第二部 TEL:03-5962-3072 Email : terradrone@kyoritsu-ins.co.jp

【事故発生時】 お客様サービスセンター TEL:03-6262-3533

※ご連絡の際は弊社アプリ（UTMサービスまたはTerra Roofer）の利用者である旨を必ずお伝えください。

以上